

【西春別地区】別海町自治基本条例 地域説明会

日 時：平成 23 年 1 月 20 日（木）

19 時 00 分～20 時 50 分

場 所：西春別あれあいセンター

参 加 者：31 名（男性 23 名・女性 8 名）

町側参加者：副町長、総務部長、総務部次長

西春別支所長、策定事務局（総合政策課）

議会参加者：佐々木委員長、横堀委員（※議会運営委員会）



西春別地区 説明会次第

1 開 会 （総務部長）

2 開会の挨拶 （副町長）

日中、一生懸命お仕事をされ、夜分この様に出席されまして大変有り難う御座います。

また、日頃から町行政に対しましてご理解・ご支援賜りましてこの場をお借りしまして厚くお礼を申し上げたいと思います。

今日は、自治基本条例の制定という中で、町内会の皆様や農漁協・商工会、更には公募された委員の皆様、そして、議会の議員の皆様にこれまでご検討頂きました草案がまとまりましたので、皆様にご説明しご意見を承りたいと言う様なことで企画したもので御座います。

そうした中で、「情報の共有」と「開かれた町政」を目指すということに繋がっていくと思います。

その様な事で、本日はその草案を限られた時間では御座いますが、ご説明申し上げまして、皆様方からご意見やご指導を頂き、その意見がこの自治基本条例の中に反映されて、別海にふさわしい条例になる様にということで考えております。

従って、この条例を作るに当って、こうして地域の皆様やこの意見を聞きながら行うというのは2件目で御座います。

一つ目は、「中小企業振興条例」これも確かこの会場で町政懇談会のときにご提案をされて、それが関係者の皆様と一緒に練り上げて、地域振興の理念といえますか、そのような事で作ったもので御座います。

その事で、この限られた時間では御座いますが、どうぞ自由にご意見を、賜りたいと思います。また、今日、急にご説明する訳で御座いますが、家に持ち帰ってじっくりと考えて、今、パブリックコメントの最中で御座いますので、また、ご提案いただいても結構で御座いますので、どうぞよろしくお願い致します。

3 職員紹介（総務部長）

4 別海町自治基本条例の制定について（総務部次長説明）

- (1) 自治基本条例とは
- (2) 条例制定の意義（なぜこの条例が必要なのか）
- (3) 策定体制について
- (4) 別海町自治基本条例（策定経過及び予定）スケジュールについて

5 別海町自治基本条例（草案）について（事務局説明）

- (1) 「別海町自治基本条例」の構造（案）について
- (2) 別海町自治基本条例草案（逐条解説付き）

6 質疑応答（総務部長）

意見内容

○解りやすく書いてあり良いと思います。ただ、前文ですが文章の羅列見たいな感じがするので、もっと美しくと言うのか、或いは高らかに謳われたいものか。内容については別に問題ないと思いますが。

文章をもう少し考えた方が良いのではないかと思います。

（総務部長）

こちらの前文についても何回か庁内の検討委員会、或いはみんなで作る検討委員会の中でもすり合わせは行っております。

その度ごとに、内容が変わってきておりますけど、確かに今お話がありましたように、昨日も別海地区で前文についての意見等が出ております。

今ここで即答は出来ませんが、そういう意見があったということで、検討委員会の方に伝えて行きたいと思っております。

○内容については良いと思いますが、文章としてはどうなのかと思います。もちろん比較にはならないのですが、「日本国憲法」の前文見たいな貴重の高いの比べると、作家の人などに前文を見てもらえると、もう少しうまく作れると思っております。

○前文で気になったので、意見を出したいと思っております。

7行目から始まる、「軍馬の需要のなくなった戦後は・・・」の説明が昭和7年の大冷害とあって、育成牧場がこの標茶から別海まで広大な地域にあったと、いっさい説明がないものでこの言葉は繋がらないと思っております。

この「軍馬の需要」という言葉を使うのであれば、当時、太平洋戦争の時に陸軍の軍馬補充部がこの別海町にあったと背景にきちっと説明した方が良いのではないか。

別海町100年史に詳しく載っておりましたので、その辺で一行か二行その辺の歴史的背景、旧市街とか町が広がったとその辺をちょっと追加すればもう少し歴史が見えると思いました。

(総務部長)

この意見についても、検討委員会の方にこの様な意見があったと言うことを伝えて行きたいと思います。

○ちょっと対極的な意見になるかと思いますが、私はこの自治基本条例というのが今日始めて聞きました。

従って、この問題についての質問と言うことは分かりません。ただ、私たちがこの基本条例をこれからのまちづくりをするにはもっともっと地域の人に解りやすい言葉で話し、解りやすい内容で説明をしなければならぬことでもあります。

前文についても、より解りやすい方が良いと思いますが、あまり形式にこだわらず、つまり町民の理解が得られなければまったく意味がない。

この中の各章についても、もっともっとイラスト等を使って解りやすく作っていった方が良いのではと思いました。



(総務部長)

この自治基本条例は全国で148ヶ所位の自治体で、もう既に条例が施行されております。道内でも42ヶ所、隣の中標津町でも今策定している最中ということもありまして、他の自治体での取組みも参考にしながら、職員が原案をまず“たたき台”を作っています。色々なまちの自治基本条例はもっと条文が多いところや少ないところが御座います。ただ、この意見についても、検討委員会の方にこの様な意見があったと言うことを伝えて行きたいと思います。

○第21条に地域活動団体の役割があって、地域活動団体とは町内会をはじめとすると町内会を指していて、同じく22条に地域コミュニティがあってその解説で地域コミュニティの定義で町内会や自治会があげられているがどう違うのか。

一般的には、地域コミュニティの輪の中に地域活動団体があるというイメージは一般的に持つのですが、この様な説明があれば解説も明確に町内会など主体にあげられていたので、町内会以外の別な組織が地域コミュニティなのかと誤解してしまうのですが。

(総務部長)

ちょっと微妙なところがありますね。地域活動団体というところと、地域コミュニティの解説の方に出来るだけ解りやすく、と書きすぎて



いるところもあると思いますが、「地域活動団体の役割」と「地域コミュニティ」の考え方はちょっと違うかと、「地域コミュニティの役割」について定めていて、「地域コミュニティとは、・・・・・・・・組織及び団体をいいます。」例として町内会や自治会があると解説しています。

○やることばかり沢山書いてありますが、前文の中で環境がどうか謳っておいて、環境に配慮した取組みが全然謳っていないのはどうしてか。

（総務部長）

自治基本条例については、それぞれの条例に基づいて展開していく形になりますので具体的な取組みと言うものは、これ以外にこの条例が出来上がった後に具体的な取組みが進んで行くことになります。

この前文の部分については、別海町らしさ、自治基本条例を制定するに当たってうちの町はこういった町だと、皆に理解して頂くと言うことで前文を組み立てております。

○それは解るけど、そんなにきれいなのか、そう言うことを大きく掲げなかったらいけないのではと思う。きれい事だけじゃだめだと思います。

（総務部長）

その旨、検討委員会にも伝えていきます。

○前文で、「牛馬飼養による主畜農業」とあります。実は私も昭和7年に入植した世代でそれですね、ここで言う主畜農業と言うのは、私は牛の導入を国が決めたと言ういわゆる有畜農業で堆肥を畑に蒔いてそれを指す。

従って、ここで言う牛馬の馬と言う主畜農業では、馬は入らないのではと思っております。

私の記憶では、昭和8年から牛の導入が・・・・と記憶しております。この辺をご検討願いたいと思います。

（総務部長）

その旨、検討委員会にも伝えていきます。

○第31条（執行機関の役割及び責務）の文章表現の仕方なのですが、他の条文では「～です。～ます。」なのですが、ここだけ直っていない。

もう1点は、もう一度協議して欲しいのですが、第34条（執行機関の職員の役割及び責務）第1項で「職員は、常に町民の目線に立ち、・・・・」となっていますけど、その「常に町民の目線に立ち」の前に「全体の奉仕者として」検討委員会で削除したんですが、どうも気になるので、条文はそれでいいのですが、削除された「全体の奉仕者として」と言うことと言うのは、法にあって、それを職員PTでその文言をあえて職員が付けて経緯があって、やっぱり常に町民の目線に立ちだけだと弱い感じがするので、解説のところでも良いので「全体の奉仕者」を付けて欲しいと思います。

（総務部次長）

この第34条の「全体の奉仕者」とい言うことですが、前の資料を見ますと確かに載って

おります。

検討委員会からの意見と言う中で「全体の奉仕者」として一文を削除してしまうと、その後続く「町民の目線」と言う文言に対して、職員がどんな立場で目線に立っているのかの表現が弱いのではないかという意見があります。

これを検討されて最終的に削除されているという経過になってはいますが、そのこのところどういう議論があったのかについて資料に載っていないので確認させていただきます。

○「全体の奉仕者」も「町民の目線」も言っていることは同じだと。

○今日、こうやって何か意見はないかと言われても、もっと資料を早く町民に渡すなど、もう少し検討する時間が欲しかった。

(総務部長)

時間がたっぷり取れば問題なかったのですが大変申し訳ございません。

何かご意見があれば、来週25日までパブリックコメントを行っておりますので、それに意見をお願い致します。

○地域活動団体の役割だとか、個々の立場で活動していてもこれには入るのか。
だれでも入れるのか。

(総務部長)

それぞれ個人の判断での、個人的な活動についても第19条のところで、町民の役割及び責務と言うことで載せてありますのでご理解願います。

○第2章と第3章が早めに書かれていたので、構成について、第4章～第8章の次の章に第2章・第3章があればと解りやすいと思いましたが、構成については、町民が読みやすい構成にと個人的な意見ですが。

(総務部長)

第1条から第45条の並びについては、他の自治体でもこの様な配置になってはいますので、ご意見として承っております。

○「条例ってなんだろう」と実は考えました。条例とは市町村が地方自治法という法律に基づいて、その法律に基づいて制定する規約ということですよ。

この条例は「最高規範」、規範だったらやっぱり行為とか評価のよりどころになる「手本」なので、せっかくこの様な労力を掛けて将来のまちづくりのためとなりまして、これを誰がどこでチェックをするのか疑問に思いました。

そこで、チェック機関を設けることとなっておりますが、どの様にどう言う人選を含めて教えていただきたい。

(総務部長)

今の時点でどう言う風に立ち上げるのかは具体的には決まっております。

○条例等に対する罰則はないのでしょうか。

(総務部長)

この「自治基本条例」では、それぞれの条例に基づいてとなるので、「自治基本条例」これ自体には罰則はありません。

○基本条例が「ある」と「ない」のではどこが、どう言う風が変わってくるのか。

(総務部長)

「まちづくり」をルール化したということであります。

○簡単にいうと「目標」を作って町民と一緒にやっという事だと思うので、もうちょっと簡単な方法で知らせる方法をとらないと「基本条例」といったってどこがどうだと思いが、もう少し簡単に周知をしなければ通用しないと思うのでもう少し簡単に解りやすく。

7 閉会の挨拶（副町長）

この短い間に貴重なご意見を沢山頂戴しまして、その皆様から頂きましたご意見をどの様に整理するのかという中で、持って帰って検討委員会等々でこの皆様からの意見を反映させていきたいと思えます。

こう言った、条例といいますと皆様からの意見を聞いて物事を進めるといったことがあまり無いものですから、説明しても聞いている方も相当に戸惑ったと思えます。

特に、この基本条例が出来ますと、どちらかと言うと私ども行政の執行に当たっているものにとっては重い荷物を背負うことになると思えます。

町政の基本原則で御座いますから、先程、ご質問の中で、総務部長が答えておりましたが、「情報の共有」これが非常に大切になってきます。

そういった中で、皆様方のご意見を賜りながら地域に発生する問題解決を双方でどうやって解決していくのかという仕組みをしていかなければならないと思っております。

いずれにしても、これは進めていく基本理念を育てるもので、それから一歩先に言ってどうやるかといった必要が生じれば、また新たな条例も作らなければならないということになります。

別段私たちが隠しているというわけでは御座いませんけれども、出来る限り誤解を受けないように透明性を更に高めて情報を共有して、そして、その課題解決を皆様と一緒にやって参りましょうということで御座いますので、どうぞご理解頂きたいと思えます。

今日は遅くまで大変貴重なご意見を賜りましたことに感謝を申し上げまして、閉めの言葉にしたいと思います。

本当に有り難う御座いました。

8 閉会（総務部長）